

茨城県建設業支援プログラム

建設業における安心実現のための緊急総合対策

平成21年2月

茨城県

はじめに

1 建設業の役割

建設業は「ものづくり産業」であり、県民生活や産業活動を支える根幹的な基盤である住宅等の建築物や道路・河川といった社会資本の整備を通じ、茨城県の経済の発展に貢献するという、その本来的な使命・役割がある。

また、茨城県内の建設業は、県内総生産の約1割近くに相当する大きな生産を担うと共に、県内産業の就労者の約1割を占め、雇用機会の提供など地域経済を下支えする基盤産業として重要な役割を果たしている。

さらに災害時においては、保有する人材、資材、機材を活用して迅速に対応するなど、地域の安全・安心に大きく貢献しているとともに、地域活性化の担い手として、その技術力・ノウハウなどを生かし、まちづくりや農業・福祉・環境等の地域のニーズに対応していくことも期待されている。

2 プログラム策定の趣旨

県内の建設投資額は、平成5年のピーク時の約5割以下を推移するなど、建設業を取り巻く厳しい経営環境を受け、茨城県は、平成17年に「茨城県建設業活性化指針」を策定し、建設業の構造改革や経営基盤の強化など様々な振興方策について、行政と業界が連携して着実な推進に努めてきた。

しかしながら、依然として県内の建設業者のほとんどを占める中小建設業者を中心に、経営基盤の強化や人材育成などにまだ多くの課題が残されている。

特に鋼材などの資材価格の上昇や不動産市場の冷え込みなど地域経済の疲弊は著しく、多くの雇用を維持してきた地域の有力な建設業者の倒産が相次いでおり、アメリカのサブプライム問題に発した世界同時株安は、それに追い打ちをかけようとしている。

このため、建設業を支援する部局を超えた様々な主要施策を改めてとりまとめた「茨城県建設業振興プログラム - 建設業における安心実現のための緊急総合対策 - 」を発刊するに至った。

社会経済情勢の変化が激しい中、県内の建設業が今後とも持続的に発展するためには、個々の企業や業界自らの選択と責任で経営方針・経営戦略を決定し、自主的・自立的取り組みが必要であるが、その取り組みを達成するためには、行政の支援も欠くことはできない。本冊子が自助努力を基本とした意欲ある企業や業界の方々に活用されることを期待するものである。

平成20年11月

茨城県土木部長 伊藤 正秀

目 次

目的別支援制度一覧	1
相談・支援体制	
ワンストップサービスセンター事業	2
茨城県中小企業支援センター ベンチャープラザ	3
倒産防止特別相談事業	4
経営改革の促進	
1 経営力の向上	
建設業振興対策事業	5
セーフティネット融資	6
中小企業パワーアップ融資	7
短期運転資金融資	8
経営合理化融資	9
中小企業マネジメントエキスパート派遣事業	10
2 建設業経営合理化の促進	
茨城県の建設CALS/EC	11
茨城県ITサポートセンターによるIT化の促進	12
高度情報化対応支援事業	13
3 技術力の向上	
入札参加資格審査等における技術力の評価	14
総合評価方式の拡充	15
優れた企業に対する表彰	16
技能士制度の活用推進	17
4 県内中小企業者の受注機会確保	
中小企業者等に対する受注機会の確保・拡大	18
一般競争入札における地域要件の設定	19
県内建設業者の活用	20
5 企業連携の促進	
組合設立相談	21
合併等に対する入札参加資格の優遇措置	22
6 公正な市場環境づくり	
一般競争入札の拡大	23
指名停止による不良・不適格業者の排除	24
暴力団等排除の徹底	25

	低入札による契約の適正かつ確実な履行の確保	26
	総合評価方式の拡充	15
7	工事資金調達の円滑化	
	公共工事前払い制度	27
	公共工事中間前払い制度	28
	茨城県建設業振興資金（工事代金立替制度）	29
	下請けセーフティネット債務保証制度	30
	地域建設業経営強化融資制度	31
	流動資産担保融資保証制度	32
8	原油・原材料価格高騰に対する支援	
	単品スライド条項の運用	33
	セーフティネット融資	6
	中小企業パワーアップ融資	7

新分野への進出

1	新分野進出の支援	
	ワンストップサービスセンター事業	2
	茨城県中小企業支援センター ベンチャープラザ	3
	ヨイケンセツ ドットコム	34
	中小企業テクノエキスパート派遣事業	35
	事業革新支援融資	36
	入札参加資格審査における新分野進出に対する加点	37
2	農業分野への参入	
	いばらき営農塾開設事業	38
	農業分野参入のための基礎知識	39
3	環境・リサイクル分野への参入	
	茨城県廃棄物再資源化指導センター	40
	茨城県リサイクル建設資材評価認定制度	41
	環境・リサイクル分野参入のための基礎知識	42
4	福祉分野への参入	
	介護保険事業関連人材育成，指定に関する情報提供	43
	福祉分野参入のための基礎知識	44

人材の育成

1	人材の確保・育成	
	在職者訓練事業	45
	建設教育訓練助成金	46
	技能士制度の活用推進	17

- 2 就業環境の改善，雇用の安定
 - 産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置・・・47
 - 緊急雇用拡大支援融資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
- 3 将来の人材育成
 - 茨城県魅力ある建設事業推進協議会（CCI茨城）・・・・・・・・49
- 4 その他人材の育成に関する支援制度一覧・・・・・・・・・・・・50

施工体制の適正化

- 適切な元請・下請関係の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52

目的別支援制度一覧

1 自社経営の一層の強化

- ・ 経営について相談したい P2, 3, 4, 10
- ・ 経営について専門家の相談を受けたい P2, 3, 4, 10, 34
- ・ 経営強化に向けた制度融資を利用したい P2, 6~9, 34, 36
- ・ 雇用に関する助成等を受けたい P2, 17, 45~48, 50, 51
- ・ ITを活用したい P11, 12, 13
- ・ 経営に関する情報を収集したい P2, 34
- ・ 人材の確保・育成 P17, 45, 46, 50, 51

2 連携・統合による経営強化

- ・ 組合設立について相談したい P21
- ・ 合併・協業のメリット等について相談したい P21, 22
- ・ 企業連携の事例を知りたい P34

3 新たな収益源の確保

- ・ 新分野進出の事例を知りたい P2, 5, 34
- ・ 新分野進出について専門家の指導を受けたい P2, 3, 34, 35
- ・ 制度融資を利用したい P34, 36
- ・ 農業分野の情報を知りたい P38, 39
- ・ 環境・リサイクル分野の情報を知りたい P40, 41, 42
- ・ 介護分野の情報を知りたい P43, 44

4 健全な市場環境の整備

- ・ 不良・不適格業者の排除 P25
- ・ 建設業のイメージアップ P49
- ・ 請負契約並びに施工体制の適正化 P52

5 公共調達における制度改正

- ・ 電子入札 P11
- ・ 公共工事の品質確保 P14, 15, 19, 26
- ・ 県内建設業者の活用 P18, 19, 20
- ・ 入札契約制度における透明性・競争性の確保 P23
- ・ 不良・不適格業者の排除 P15, 19, 24, 25
- ・ 請負契約並びに施工体制の適正化 P26, 33, 52
- ・ 資金調達の円滑化 P27~32

経営相談を希望する事業者に、中小企業診断士等の専門家を派遣します。

ワンストップサービスセンター事業

事業概要

建設業者の方々の相談に応じて建設業経営の最新情報や関連機関の紹介を行うほか、中小企業診断士や税理士などの専門家「建設業経営支援アドバイザー」を派遣し、個別具体的な相談に応じます。（相談時間は3時間程度）

< 相談内容の例 >

- ・ 経営方針・経営戦略の相談がしたい。
- ・ 経営が思うようにいかない。
- ・ 財務・資金調達などの相談をしたい。
- ・ 助成金や支援制度を活用したい。
- ・ 新しい事業にチャレンジしたい。

費用：2回目まで無料（その他旅費等の負担もありません）

申込方法：相談申込書を記入の上、関東地方整備局、（社）茨城県建設業協会、
（財）建設業振興基金の担当窓口へファックス。

インターネットからの申し込みも可能。

<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/>

お問い合わせ

（財）建設業振興基金

TEL：03-5473-4572 FAX：03-5473-4594

国土交通省関東地方整備局 建設産業第一課

TEL：048-601-3151 FAX：048-600-1921

（社）茨城県建設業協会

TEL：029-221-5126 FAX：029-225-1158

企業経験者や経営・技術等の専門家を派遣します。

茨城県中小企業支援センター ベンチャープラザ

事業概要

コーディネーターやエキスパートなど起業経験者や経営・技術等の専門家を配置して、新規開業や新分野進出に関することから日常的な経営課題まで様々な相談にきめこまかに対応します。

<利用できる方>

創業される方，新分野進出を目指す方，更に事業を発展させたい方など

- ・相談内容 創業手続き，法務，税務，経営，技術開発，技術移転，資金調達，特許，デザイン，販路開拓，人材育成，ビジネスプラン，国・県等の支援施策等
- ・相談場所 茨城県中小企業支援センター ベンチャープラザ
(財)茨城県中小企業振興公社内(茨城県産業会館9階)
JR水戸駅南口徒歩5分
- ・料金 無料
- ・相談時間 月曜～金曜日 午前9時～午後5時
- ・相談方法 窓口での相談，電話，ファックス，電子メール等がご利用いただけます
(予約も出来ます)

お問い合わせ

茨城県中小企業支援センター ベンチャープラザ

(財)茨城県中小企業振興公社内

TEL: 029-224-5339 FAX: 029-227-2586

URL: <http://www.iis-net.or.jp>

専任スタッフが相談に乗り，倒産防止策を検討します。

倒産防止特別相談事業

事業概要

倒産の恐れのある中小企業から事前に相談を受けて，経営的に見込みのある企業については関係機関の協力を得て再建の方途を講じ，また，倒産防止が困難とみられる企業については円滑な整理を図ることにより，企業倒産に伴う地域の社会的混乱を未然に防止することを目的とした事業です。

相談を受けると，商工調停士を中心に弁護士，公認会計士等の専任スタッフが，相談者の経営・財務内容の把握と分析を行い，倒産防止策を検討します。

< 対応策例 >

- ・ 債権者など関係者への協力要請
- ・ 「経営安定対策貸付制度」による融資斡旋
- ・ 手形処理，事業転換などの指導・助言
- ・ 倒産防止が困難とみられる場合の円滑な整理方法，法的手続きなどの指導・助言

お問い合わせ

茨城県商工会連合会 TEL：029-224-2635

URL：<http://www.ib-shokoren.or.jp/>

茨城県内の各商工会・商工会議所

経営力・技術力の強化や新分野進出を目的としたセミナー・フォーラムを行います。

建設業振興対策事業

事業概要

技術力強化などを通じた本業の強化や建設業以外の分野に進出しようとする意欲ある建設業の経営者を支援するため、建設業活性化セミナー・フォーラムを行う。

(1) 建設業活性化セミナー

企業再編や新分野進出、技術力の強化等を目的とする建設業者向けの講義やプラン作成の課題演習を行う。

(2) 建設業活性化フォーラム

建設業による企業再編や新分野進出などに対する機運醸成を図るため、建設業に詳しい講師を招き、建設業を取り巻く現状や新分野進出の動向など、最新情報の講演会を実施する。

お問い合わせ

茨城県土木部監理課 建設業担当

TEL : 029 - 301 - 4334 FAX : 029 - 301 - 4339

URL :

http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class01/kensetsugyo_main.htm

連鎖倒産防止や不況業種の企業を支援するための融資制度

セーフティネット融資

事業概要

【融資対象】

県内に事業所を有し、県内で同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する方

- 1 次のいずれかに該当し、市町村長の認定を受けた方
 - (1) 国が指定した大型倒産事業者に対し売掛債権等を有していることにより、資金繰りに支障が生じている場合
 - (2) 国が指定した事業活動制限企業と取引を行っていることにより、売上等が減少している場合
 - (3) 国が指定した不況業種に属し、次のいずれかに該当する場合
 - ・売上等が減少している場合
 - ・原油等の仕入れ価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない場合
 - ・利益率が減少している場合
 - (4) 金融機関の事業活動の制限等により金融取引に支障を来している場合
 - (5) 国が指定した金融機関の経営の合理化により、借入額が減少している場合
 - (6) RCC(株式会社整理回収機構)へ貸付債権が譲渡された中小企業者で、事業の再生が可能な者として返済期限の延長等を受けている場合
- 2 県が指定した倒産事業者に対し50万円以上の売掛金債権等を有している場合

【融資限度額】 運転資金 5,000万円

【融資期間】 運転資金 7年以内(据置2年以内)

【融資利率】 年1.6%~年1.8%(保証付き)

【信用保証料】 1の場合 0.8%又は0.9%

2の場合 0.45%~1.9%

県による保証料の補助制度有り

【申込窓口】 商工会議所・商工会

お問い合わせ

茨城県商工労働部産業政策課 金融グループ

TEL: 029-301-3530 FAX: 029-301-3539

URL:

http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syokou/shosei/yushi/yushi_top.htm

業況の悪化した中小企業の建て直しを支援する融資制度

中小企業パワーアップ融資

事業概要

【融資対象】

県内に事業所を有し、県内で同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 直近3ヵ月の受注高あるいは売上高が前年同期に比べ5%以上減少している場合
- (2) 直近3ヵ月の受注高あるいは売上高が前年同期に比べ減少し、かつ、直前の決算で損失を計上している場合
- (3) 直近3ヵ月の粗利益が前年同期に比べ5%以上減少している場合

【融資限度額】 設備資金5,000万円, 運転資金3,000万円
設備・運転資金併用5,000万円

【融資期間】 設備資金 10年以内(据置3年以内)
運転資金 7年以内(据置2年以内)

【融資利率】 年1.6%~年1.9%(保証付き)

【信用保証料】 0.45%~1.9% 県による保証料の補助制度有り

【申込窓口】 商工会議所・商工会

お問い合わせ

茨城県商工労働部産業政策課 金融グループ

TEL: 029-301-3530 FAX: 029-301-3539

URL:

http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syokou/shosei/yushi/yushi_top.htm

短期の運転資金ための融資制度

短期運転資金融資

事業概要

- 【融資対象】 県内に事業所を有し、県内で同一事業を引き続き1年以上営んでいる
中小企業者
- 【融資限度額】 運転資金 500万円
- 【融資期間】 1年以内
- 【融資利率】 年1.5%（保証付き） 年2.0%（保証無し）
- 【信用保証料】 年0.45%～1.9%
- 【申込窓口】 取り扱い金融機関（県内の各地方銀行，信用金庫，信用組合，商工
中金）

お問い合わせ

茨城県商工労働部産業政策課 金融グループ

TEL：029-301-3530 FAX：029-301-3539

URL：

http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/shosei/yushi/yushi_top.htm

経営の安定・合理化を図るための融資制度

経営合理化融資

事業概要

【融資対象】 県内に事業所を有し、県内で同一事業を引き続き1年以上営んでいる
中小企業者

一般融資 経営の安定を図るために、工場、店舗等に要する設備資金及び運転資金

【融資限度額】 設備資金 5,000万円、運転資金 3,000万円

【融資期間】 設備7年以内（据置1年以内）、運転5年以内（据置1年以内）

【融資利率】 年2.2%～2.4%（保証付き） 年2.7%～2.9%（保証無し）

【信用保証料】 年0.45%～1.9%

【申込窓口】 商工会議所、商工会

転貸融資 協同組合等の組合員に対する転貸資金

【融資限度額】 3,000万円

【融資期間】 5年以内（据置1年以内）

【融資利率】 年2.2%～2.3%（保証付き） 年2.7%～2.8%（保証無し）

【信用保証料】 年0.45%～1.9%

【申込窓口】 中小企業団体中央会

お問い合わせ

茨城県商工労働部産業政策課 金融グループ

TEL：029-301-3530 FAX：029-301-3539

URL：

http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/shosei/yushi/yushi_top.htm

経営管理の専門家を派遣します。

中小企業マネジメントエキスパート派遣事業

事業概要

マネジメントエキスパートとは・・・。

中小企業診断士，経営コンサルタント，公認会計士，税理士，社会保険労務士など，当公社に登録されている経営管理の専門家のことです。

支援内容

マネジメントエキスパートを派遣し，経営全般，財務管理，労務管理，生産管理，マーケティングなどに係る中小企業者等の経営革新を支援します。

例えば次のような場合にご利用ください。

- ・ 収益改善のための経営計画を策定したい
- ・ 利益計画，資金計画を策定したい
- ・ 人事・労務制度を構築したい

対象企業

県内で創業を考えている方，経営革新を行い，経営の向上を目指す県内に事業所を有する中小企業の方であって，経営の向上に係る目標が明確で，専門家派遣により支援の効果が期待できると認められる方

派遣期間

原則として，6ヶ月以内の期間内で10日間を限度

費用負担

専門家派遣に要する費用（謝金及び交通費）の1/3相当額をご負担していただきます。

専門家謝金にかかる企業負担分（1/3に相当する額）は，9,000円。

交通費は，当公社規程により算出した額。

お問い合わせ

(財)茨城県中小企業振興公社 新事業支援室

TEL：029-224-5339 FAX：029-227-2586

URL：<http://www.iis-net.or.jp/> e-mail：sien@iis-net.or.jp

茨城県の電子入札，電子納品等を利用する方へ

茨城県の建設CALS/EC

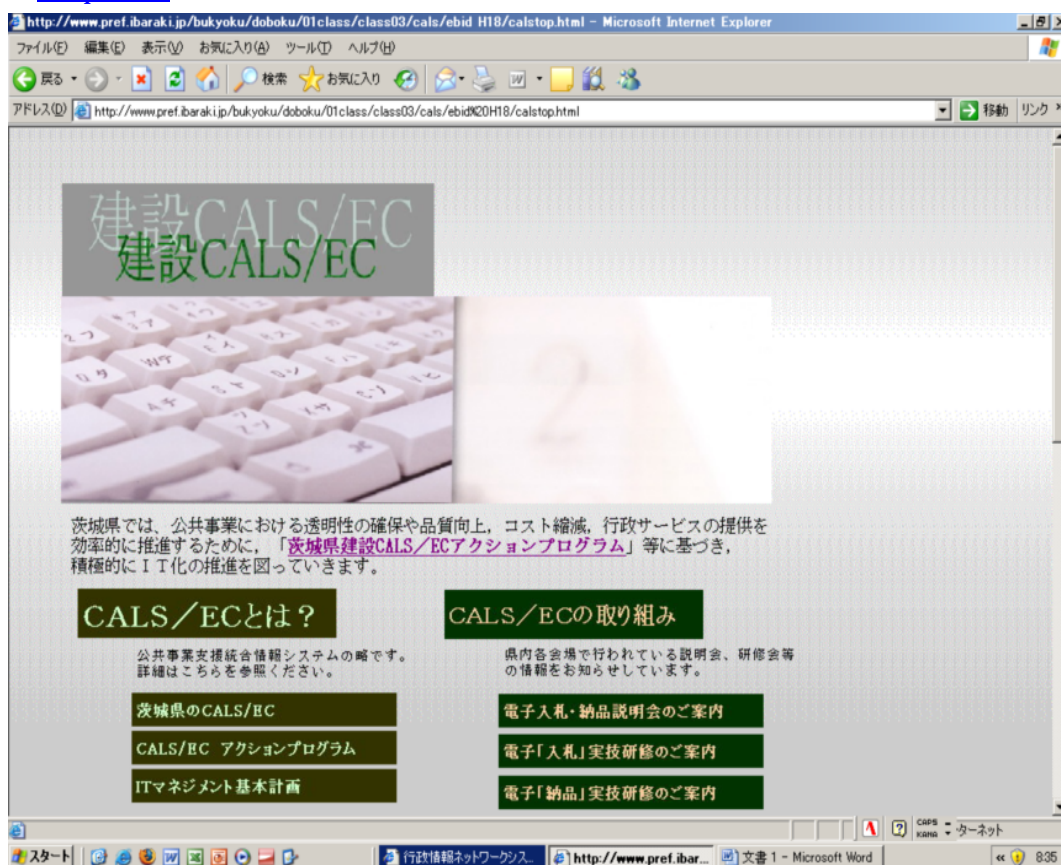
事業概要

茨城県土木部では，インターネットを利用してパソコンの画面上で入札を行う電子入札を行っております。

（原則として，電子納品もセットで行っています。）

茨城県の建設CALS/ECのURL：

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class03/cals/ebid%20H18/calstop.html>



お問い合わせ

茨城県土木部検査指導課 建設情報システム担当

TEL：029-301-4375 FAX：029-301-4389

いばらきブロードバンドネットワークの活用など，企業IT化の相談に応じています。

茨城県ITサポートセンターによるIT化の促進

事業概要

いばらきブロードバンドネットワーク（IBBN）の産業利用に関する情報の提供や活用に関する個別相談及びコンサルティングを行います。

- (1) IBBN に関する情報の提供
- (2) 企業内 IT 化の支援
- (3) 接続や活用に関する個別相談，支援
- (4) 人材育成の企画・支援
- (5) 機器持込による接続試験場所の提供
- (6) 研究開発の企画・支援

<利用できる方>

茨城県内に事業所を持ち，高速インターネット接続を利用したい法人の方

お問い合わせ

茨城県ITサポートセンター

TEL：029-264-2971 FAX：029-264-2972

URL：<http://www.ibbn-itsc.jp/>

情報化を進める企業を支援します。

高度情報化対応支援事業

事業概要

中小企業等のIT化を促進するために、データベースやネットワーク技術等に関する人材育成や、企業のIT化戦略に関するセミナー等を実施し、情報化を進める企業を支援します。

<利用できる方>

企業内の業務のIT化や、IT化を促進する人材の育成を考えている中小企業

(1) 中小企業情報化研修事業

高度IT技術者研修やネットワークの導入、構築研修など幅広い人材育成事業を展開しています。

(2) 経営IT化支援事業

ITを活用した経営課題解決手法に関するセミナーや、IT経営戦略の策定支援を行っています。

お問い合わせ

(株)いばらきIT人材開発センター

TEL: 0280-22-1223 FAX: 0280-22-1215

URL: <http://www.ibaraki-it.co.jp/>

良い工事を行った場合，入札参加資格審査で加点されます。

入札参加資格審査等における技術力の評価

事業概要

入札参加資格審査（格付）での評価

(1) 工事成績

格付対象工事の種類毎の過去4年における1件100万円以上の茨城県土木部・農林水産部・企業局発注工事の工事成績の平均点及び工事件数に応じて加点（工事成績が悪い場合は減点）

具体的な計算方法（平成19・20年度格付基準）

項 目	数 値																																										
格付対象工事の種類毎の工事成績及び工事件数（当該建設業者の過去4年における1件100万円以上の工事の施工成績の平均点数及び工事件数とする。この場合において、建設共同企業体（以下「JV」という。）が完成した工事の点数及び件数は、当該JVの各構成員の数値として取り扱うものとする。）	1 平均点数が65点を超える者については、下記(1)及び(2)による数値の和 (1) 件数に関する数値 業種毎に以下の表に当てはまる数値																																										
	<table border="1"><thead><tr><th>配点</th><th>土木</th><th>建築</th><th>電気</th><th>管</th><th>ほ装</th></tr></thead><tbody><tr><td>10</td><td>1~5</td><td>1</td><td>1~3</td><td>1</td><td>1~3</td></tr><tr><td>20</td><td>6~10</td><td>2</td><td>4~6</td><td>2</td><td>4~6</td></tr><tr><td>30</td><td>11~15</td><td>3</td><td>7~9</td><td>3</td><td>7~9</td></tr><tr><td>40</td><td>16~20</td><td>4</td><td>10~12</td><td>4</td><td>10~12</td></tr><tr><td>50</td><td>21~25</td><td>5</td><td>13~15</td><td>5</td><td>13~15</td></tr><tr><td>60</td><td>26以上</td><td>6以上</td><td>16以上</td><td>6以上</td><td>16以上</td></tr></tbody></table>	配点	土木	建築	電気	管	ほ装	10	1~5	1	1~3	1	1~3	20	6~10	2	4~6	2	4~6	30	11~15	3	7~9	3	7~9	40	16~20	4	10~12	4	10~12	50	21~25	5	13~15	5	13~15	60	26以上	6以上	16以上	6以上	16以上
	配点	土木	建築	電気	管	ほ装																																					
	10	1~5	1	1~3	1	1~3																																					
	20	6~10	2	4~6	2	4~6																																					
	30	11~15	3	7~9	3	7~9																																					
	40	16~20	4	10~12	4	10~12																																					
50	21~25	5	13~15	5	13~15																																						
60	26以上	6以上	16以上	6以上	16以上																																						
表内の数値は過去4年間の工事件数																																											
(2) 工事成績に関する数値 (工事成績の平均点 - 65) × 10点																																											
2 平均点数が65点未満（県内業者は60点未満）である者については、次式により算出する数値 (65 - 平均点数) × 10 注) 平均点数は小数点第2位以下四捨五入とし、算出した数値は、小数点以下切捨てとする。																																											

(2) ISO9001 認証

認証取得会社は、主観点数として10点加点

お問い合わせ

茨城県土木部監理課 建設業担当

TEL : 029 - 301 - 4334 FAX : 029 - 301 - 4339

建設業者が成長できる環境整備のために

総合評価方式の拡充

事業概要

総合評価方式とは、価格だけで落札者を決定していた従来の落札方式と異なり、企業の実績や能力など価格以外の要素を含めて落札者を決定する、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年4月施行)の基本理念に基づいた落札方式です。

総合評価方式の導入には次のようなメリットがあり、これにより高い技術的能力と地域の発展に対する強い意欲を持つ建設業者が成長できる環境が整備されると言われています。

ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除

建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献

価格以外の多様な要素が考慮された競争により、談合が行われにくい環境を整備

茨城県では、平成17年度より土木部において総合評価方式の試行を始め、昨年度までに農林水産部を含めて計65件を実施しました。さらに今年度は企業局も含めて概ね100件程度にまで総合評価方式の拡充を図り、技術力の向上や地域貢献に取り組む企業に対して積極的な評価を行ってまいります。

お問い合わせ

制度全般については

茨城県土木部監理課 建設業担当

TEL: 029-301-4334 FAX: 029-301-4339

茨城県土木部検査指導課 技術管理担当

TEL: 029-301-4370 FAX: 029-301-4389

各工事の内容については

各発注機関

県発注工事を誠意を持って適正に施工した建設業者を表彰しています。

優れた企業に対する表彰

事業概要

茨城県では、建設業の健全な振興発展に資するため、県が発注した建設工事を誠意をもって適正に施工し、優秀な成績で完成した建設業者および主任（監理）技術者に対して表彰しています。

平成20年度表彰（平成19年度完成工事）

知事賞受賞建設業者	17社	知事賞受賞主任（監理）技術者	5名
農林水産部長賞受賞建設業者	6社		
土木部長賞受賞建設業者	19社		
企業局長賞受賞建設業者	2社		

表彰を受賞した建設業者に対しては、茨城県建設工事入札参加資格審査（格付）基準において、加点評価されています。

平成19・20年度 建設工事入札参加資格審査（格付）基準

格付対象工事の種類毎の茨城県建設業者表彰規程（昭和33年茨城県告示第307号）に基づく知事表彰及び茨城県建設業者表彰規程に準ずる建設業者の取扱い要領に基づく部長表彰の受賞件数（当該建設業者の前年を基準年とした過去5年間の件数とする。この場合において、JVが受けた受賞件数は、当該JVの各構成員の件数として取り扱うものとする。）	1 知事表彰の受賞実績のあるものについては、次式により算出する数値 受賞件数×20 2 部長表彰の受賞実績のあるものについては、次式により算出する数値 受賞件数×10 ただし、平成15年度以前に受賞した件数に乗じる数値は、知事表彰にあつては10、部長表彰にあつては5とする。
---	---

お問い合わせ

表彰に関する問い合わせ 茨城県土木部検査指導課 建設工事検査担当

電話 029-301-4379

入札参加資格に関する問い合わせ 茨城県土木部監理課建設業担当

電話 029-301-4334

国家検定技能検定の合格者である「技能士」に関する情報を提供します。

技能士制度の活用推進

事業概要

技能士は、建設業者が許可を受ける際、営業所ごとに置くこととされている専任技術者の資格要件として認められているほか、主任・監理技術者あるいは経営事項審査における技術職員の有資格者として認められております。

技能士会連合会では、各技能士会あるいは技能検定試験等に関する情報提供を行っております。

[建設関係技能士会]

内装仕上げ技能士会	畳技能士会	造園技能士会	建築板金技能士会
とび技能士会	真壁石工技能士会	左官連合技能士会	タイル煉瓦技能士会
鉄筋技能士会	防水施工技能士会	建築大工技能士会	表具内装技能士会
建築塗装技能士会	熱絶縁施工技能士会	建築配管技能士会	板硝子技能士会
型枠施工技能士会	石材施工技能士会	ブロック建築技能士会	かわらぶき技能士会
瓦工事業組合連合会	家具建具技能士会		

お問い合わせ

茨城県技能士会連合会事務局(茨城県職業能力開発協会内)

TEL: 029-221-8647 FAX: 029-224-7966

茨城県商工労働部職業能力開発課 指導・振興グループ

TEL: 029-301-3656 FAX: 029-301-3669

県内中小建設業者の受注機会の確保・拡大に努めます。

中小企業者等に対する受注機会の確保・拡大

事業概要

〔中小企業者等に対する受注機会の確保・拡大〕

- ・中小企業や組合の方が、中小企業新事業活動促進法に基づいて、新製品の開発や生産、新サービスの開発や提供などの新たな取り組みを行い、経営の基盤の強化に取り組む「経営革新計画」を作成し、県から承認を受けると、その計画達成の支援策として、税制、信用保証、融資等を利用することができます。
- ・また、「経営革新計画」を作成し、県から承認を受けた会社は、県の入札参加資格審査において、主観点数が加点されます。

○対象となる会社又は個人の基準

資本金：3億円以下

従業員：300人以下

- ・県発注工事については、県内建設業者、専門業者等の中小建設業者を活用して、円滑かつ効率的な施工が確保できる工事については、県内建設業者への発注に努めてまいります。

〔分離・分割発注の促進〕

- ・公共工事の発注に際しては、県内中小建設業者の育成の観点から、工事の性質、種別、規模等を考慮のうえ、県内建設業者を活用して円滑かつ効率的な施工が期待できるものについては、分離分割発注し県内中小建設業者への発注に努めていきます。

お問い合わせ

〔中小企業者等に対する受注機会の確保・拡大〕

○茨城県商工労働部中小企業課 経営支援・団体グループ

TEL：029-301-3554 FAX：029-301-3569

○茨城県土木部監理課 建設業担当

TEL：029-301-4334 FAX：029-301-4339

〔分離・分割発注の促進〕

○茨城県土木部監理課 建設業担当

TEL：029-301-4334 FAX：029-301-4339

地元業者育成のために

一般競争入札における地域要件の設定

事業概要

一般競争入札の拡大にあたっては、競争性・透明性を確保しつつも、適正な施工を確保するため、不良・不適格業者の参入を防止し、信頼性及び技術力のある建設業者が入札に参加することが必要であります。

また、国の「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づく閣議決定の方針を踏まえ、地元中小建設業者の受注機会の確保に配慮するとともに、競争性を高めるため十分な参加業者を確保する仕組みを考えていく必要があります。

以上のことから、茨城県では、現場の地域特性に精通している建設業者に発注することで得られる適正かつ円滑な施工の確保や、地元業者育成の観点から、競争性を損なわない適度な地域要件を設定することにより、県内中小建設業者の受注機会の確保に努めています。

お問い合わせ

一般競争入札制度全般について

茨城県土木部監理課 建設業担当

TEL：029-301-4334 FAX：029-301-4339

各工事に関する内容について

各発注機関

県内建設業者の受注機会確保のために

県内建設業者の活用

事業概要

- ・県内建設業者の受注機会確保のため、県工事の発注に際し、下請の選定にあたっては、県内建設業者を優先的に活用するよう元請業者に対し、文書による要請を行ってまいります。
- ・また、国や公団に対しても、本県内での施工予定工事については、県内建設業者の受注機会の確保について要請してまいります。

< 国の出先機関等へ要望活動を行った日 >

平成19年度・・・6月(25・26・28日)

平成20年度・・・6月(23・30日)、7月(1・2日)

お問い合わせ

茨城県土木部監理課 建設業担当

TEL: 029-301-4334 FAX: 029-301-4339

協業化は、中小企業者にとって、規模が小さいがためにある諸問題を解決するひとつの手法です。

組合設立相談

事業概要

中小企業の組合は、中小企業者が力を結集し、互いに協力することによって、経営上抱えている種々の問題を解決しようとすることをねらいとする組織です。組合に力を結集し、共同事業を行うことによって、次のような大規模経営と同じような効果が得られるとされています。

- ・技術・品質の向上
- ・販売促進
- ・資金調達の円滑化 等

【各種組合の概要】

事業協同組合...共同事業によって組合員の事業の近代化・合理化等を図る組合です。設立は4人以上で、比較的設立しやすく、中小企業者に広く活用されています。

協業組合...組合員の事業を統合し協業化することにより、企業規模の適正化・生産性の向上等を図る組合です。設立は4人以上で、組合員の事業の全部を統合する全部協業のほか、事業の一部の協業も認められています。

お問い合わせ

組合の設立認可手続きについては...

県北地方総合事務所 商工労政課 TEL：029-225-2491

鹿行地方総合事務所 商工労政課 TEL：0291-33-6284

県南地方総合事務所 商工労政課 TEL：029-822-8520

県西地方総合事務所 商工労政課 TEL：0296-24-9136

事業協同組合・協業組合等の設立など各種ご相談は...

茨城県中小企業団体中央会 連携組織支援部 連携推進課

TEL：029-224-8030 FAX：029-224-6446

URL：<http://www.ibarakiken.or.jp/>

経営を強化するため、会社の合併を行った場合に優遇しています。

企業連携の促進のために合併等に対する 入札参加資格の優遇措置

事業概要

企業合併や営業譲渡（以下「合併等」）、を通じて、経営の効率化に取り組む企業に対して、県の支援施策（入札参加資格審査における優遇措置等）を紹介しています。

- ・優遇措置 合併等から3年間は、客観点数の10%を加算
合併等から4～5年間は、客観点数の5%を加算
 - * 経常JV同士の合併等の場合は、さらに5%上乘せ。
 - * この優遇措置を受けたい場合には、合併時（又は譲渡時）経審を受けておく必要があります。
- ・指名等における配慮 合併等から3年間は、新たな格付け及び直近下位の格付けにおいて指名を継続。
合併等から3年間は、消滅会社の地域において指名を継続。

なお、茨城県の建設工事入札参加資格者名簿に2年以上掲載された建設業者同士の合併等でなければ、特例措置を受けることができません。

注意点

会社の合併等に当たっては、建設業法に基づく建設業の許可や経営事項審査の手続きが必要となります。円滑な審査の実施のため、事前に打合せをしていただくようお願いいたします。

お問い合わせ

茨城県土木部監理課 建設業担当

TEL：029-301-4334 FAX：029-301-4339

公正な競争の促進のために

一般競争入札の拡大

事業概要

茨城県ではこれまでも、入札契約制度における手続きの客観性・透明性を高め、公正な競争を促進させる観点から、下記のとおり一般競争入札の拡大を順次、図ってまいりました。

- 平成 7 年度 一般競争入札本格導入（10 億円以上の工事）
- 平成 14 年度 適用範囲の拡大（10 億円以上 2 億円以上）
- 平成 18 年度 適用範囲の拡大（2 億円以上 1 億円以上）

また平成 19 年 6 月には、全国知事会の「都道府県の公共調達改革に関する指針」を踏まえ、透明性・競争性の確保、信頼性及び適正な施工の確保、過度な価格競争によるダンピングの防止などを勘案して、4 千 5 百万円以上の工事にまで適用範囲を拡大しました。

- 平成 19 年度 適用範囲の拡大（1 億円以上 4 千 5 百万円以上）

今後の対応については、これまでの実施結果などを検証しつつ、上記「指針」でも一般競争入札拡大の課題として指摘されている、不良・不適格業者の排除、品質の確保、事務量の軽減などの解決を図りながら、更なる拡大について検討してまいります。

お問い合わせ

一般競争入札制度全般について

茨城県土木部監理課 建設業担当

TEL：029-301-4334 FAX：029-301-4339

各工事に関する内容について

各発注機関

不良・不適格業者の排除のために

指名停止による不良・不適格業者の排除

事業概要

重大な工事事故や談合事件を起こすなど、茨城県が発注する建設工事等を請け負う者として不適切な行為を行った有資格者に対して、発注者として一定期間の指名停止措置を講じている。

<主な指名停止措置要件と措置期間>

- ・虚偽記載…………… 2～12ヶ月の指名停止
- ・過失による粗雑工事等…………… 1～12ヶ月の指名停止
- ・契約違反，共通仕様書違反…………… 1～8ヶ月の指名停止
- ・公衆損害事故…………… 1～6ヶ月の指名停止
- ・工事関係者事故…………… 2週間～4ヶ月の指名停止
- ・贈賄，独占禁止法違反，談合，競売入札妨害…………… 6～24ヶ月の指名停止
- ・暴力団等関係…………… 6ヶ月～の指名停止
- ・建設業法違反…………… 2～9ヶ月の指名停止
- ・不正又は不誠実な行為…………… 1～9ヶ月の指名停止
- ・代表役員の禁固刑等…………… 1～12ヶ月の指名停止
- ・一括下請負…………… 6～12ヶ月の指名停止

お問い合わせ

茨城県土木部監理課 建設業担当

TEL：029-301-4334 FAX：029-301-4339

暴力団等の不当介入の排除のために

暴力団等排除の徹底

事業概要

警察との連携体制を整備して暴力団等に係る情報交換等を密にすることで、建設業の許可からの暴力団等の排除，工事現場における暴力団等の不当介入の排除などの徹底を図っている。また，入札参加資格から暴力団等を排除するため，暴力団等に関連した指名停止措置要件を定めている。

< 暴力団等に関連した指名停止措置要件の概要 >

1 暴力団等

役員等が暴力団等（暴力団及び暴力団関係者）であるとき。

12ヶ月以上の指名停止

業務に関して暴力団等を使用したとき。

9ヶ月以上の指名停止

暴力団等に対して，金銭，物品，その他財産上の利益を与えたとき。

9ヶ月以上の指名停止

役員等が暴力団等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

6ヶ月以上の指名停止

2 契約違反（共通仕様書違反） 1～8ヶ月の指名停止

共通仕様書該当箇所の概要

- ・暴力団等が関与している会社等と下請契約を締結してはならない。
- ・暴力団等から資材や原材料を購入してはならない。
- ・暴力団等が関与する廃棄物処理施設を使用してはならない。
- ・工事等の履行において暴力団等から不当要求を受けた場合は，これを拒否し，発注者及び警察署に届け出なければならない。

お問い合わせ

茨城県土木部監理課 建設業担当

TEL：029-301-4334 FAX：029-301-4339

ダンピング入札の防止のために

低入札による契約の適正かつ確実な履行の確保

事業概要

工物品質の低下や下請業者へのしわ寄せの要因となるダンピング入札を防止するため、[茨城県土木部](#)では平成 20 年 8 月より、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定方法を国土交通省に準じて引き上げを行ったところです。

特に低入札価格調査制度については、平成 18 年 4 月に工事費内訳書の調査失格基準を設定したほか、平成 20 年 1 月には土木一式、建築一式及び鋼構造物工事において低入札価格調査を受けた者と契約する場合には前払金支払割合の引下げ（請負代金の 4 割から 2 割以内へ）や配置技術者の増員の義務付けを行うなど、制度の厳格な運用を図ってまいりました。

一方、低入札価格調査基準価格を下回る価格で受注した工事については、施工体制及び施工計画書に関するヒアリングの実施、監督及び検査回数の増加、元請・下請業者双方からの契約状況及び代金支払状況調査の実施を行うなど、監督体制の強化を図ることにより、契約の適正かつ確実な履行の確保に努めております。

1) 低入札価格調査制度の対象工事

請負額が 1 億円以上の工事および総合評価方式を適用する工事

2) 低入札価格調査基準価格の設定方法

予定価格の 3 分の 2 から 1 0 分の 8 . 5 までの範囲内で、次に掲げる額に 1 0 0 分の 1 0 5 を乗じた額

直接工事費の 9 5 % + 共通仮設費の 9 0 %
+ 現場管理費の 6 0 % + 一般管理費の 3 0 %

お問い合わせ

制度全般について

茨城県土木部監理課 建設業担当

TEL : 0 2 9 - 3 0 1 - 4 3 3 4 FAX : 0 2 9 - 3 0 1 - 4 3 3 9

低入札価格調査制度対象工事の監督体制について

茨城県土木部検査指導課 技術管理担当

TEL : 0 2 9 - 3 0 1 - 4 3 7 0 FAX : 0 2 9 - 3 0 1 - 4 3 8 9

資金調達の円滑化のために

公共工事前払い制度

事業概要

<対象者>

公共工事の元請業者

<内容>

建設工事は着工時に多額の資金が必要であり、特に大型工事の多い公共事業ではその傾向が顕著です。そこで公共工事においては、建設企業の資金調達をより円滑にするため着工時に工事代金の一部の前払いを受けることができます。

茨城県工事の前払金の割合

- ・ 請負額が5億円まで 請負額の4割
 - ・ 請負額が5億円を超える部分 請負額の3割
- コンサルタントは、一律3割としている。

茨城県発注工事の利用実績

平成19年度	2,690件	30,495,989千円
平成18年度	2,672件	29,429,018千円

お問い合わせ

茨城県土木部監理課 建設業担当

TEL: 029-301-4334 FAX: 029-301-4339

東日本建設業保証(株) 茨城支店

TEL: 029-221-3800 FAX: 0120-027-306

各発注機関

資金調達の円滑化のために

公共工事中間前払い制度

事業概要

工事1件の請負額500万円以上の工事において、次のすべての要件を満たしている場合、契約直後の前金払（請負代金の4割以内）に追加してする中間前金払（請負代金の2割以内）を支給できる。

工期の2分の1を経過していること。

工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

なお、部分払いとの併用はできない。

茨城県発注工事の利用実績

平成19年度 21件 184,765千円

建設コンサルタント委託については、従来どおり前払金は3割以内、残りは清算払い。

お問い合わせ

茨城県土木部監理課 建設業担当

TEL: 029-301-4334 FAX: 029-301-4339

東日本建設業保証(株) 茨城支店

TEL: 029-221-3800 FAX: 0120-027-306

各発注機関

資金調達の円滑化のために

茨城県建設業振興資金（工事代金立替制度）

事業概要

県内建設業の健全な発展と県工事の円滑かつ、適正な施工を促進するため、県の工事を請け負った業者に対して、(社)茨城県建設業協会が工事代金立替を行う。

<利用できる方>

茨城県発注工事を受注した県内に本店を有する建設業者

<利用要件>

- ・債権を(社)茨城県建設業協会に譲渡すること。
- ・工事出来高が60%を越え、かつ契約期間内に工事が完了する見込みであること。
- ・貸出限度額は請負額(前払金,中間前払金を除く)の90%までで、建設業者への貸出利率は2.00%。

<利用実績>

平成19年度	40件	424,320千円
平成18年度	73件	785,750千円

お問い合わせ

(社)茨城県建設業協会

TEL:029-221-5126 FAX:029-225-1158

茨城県土木部監理課 建設業担当

TEL:029-301-4334 FAX:029-301-4339

資金調達の円滑化のために

下請けセーフティネット債務保証制度

事業概要

県工事を施工中の元請建設業者が、工事請負代金債権を事業協同組合等に譲渡し、(財)建設業振興基金の保証を元に金融機関から資金調達した協同組合等から融資を受ける制度。

<利用できる方>

県発注工事を受注した県内に本店を有する建設業者

<利用要件>

- ・債権を(社)茨城県建設業協会又はJK事業協同組合に譲渡すること。
- ・工事出来高が50%(社)茨城県建設業協会は60%)を越え、かつ契約期間内に工事が完了する見込みであること。
- ・貸出限度額は請負額(前払金、中間前払金を除く)の90%まで。

<利用実績>

平成19年度	8件	254,300千円
平成18年度	12件	401,270千円

お問い合わせ

(社)茨城県建設業協会

TEL:029-221-5126 FAX:029-225-1158

JK事業協同組合

TEL:03-5408-7741 FAX:03-5408-0088

資金調達の円滑化のために

地域建設業経営強化融資制度

事業概要

県工事を施工中の元請建設業者が、工事請負代金債権を事業協同組合等に譲渡して出来高部分については、(財)建設業振興基金の保証を元に金融機関から資金調達した協同組合から融資を受け、出来高を超える部分については金融機関が東日本建設業保証(株)の金融保証により建設業者に融資する制度。

<利用できる方>

県発注工事を受注した中堅・中小建設業者(原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時雇用する従業員の数が1500人以下の企業とする。)

<対象となる工事>

県が発注した工事で、出来高が2分の1以上の建設工事

ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事等は対象外とする。

<債権の譲渡先>

- ・(社)茨城県建設業協会
- ・JK事業協同組合
- ・(株)建設経営サービス

東日本建設業保証(株)の子会社であり、債務保証を行う(財)建設業振興基金が被保証者として認めた民間業者。

また、(社)茨城県建設業協会においても譲渡先になれるよう(財)建設業振興基金へ申請中である。

お問い合わせ

(社)茨城県建設業協会

TEL:029-221-5126 FAX:029-225-1158

JK事業協同組合

TEL:03-5408-7741 FAX:03-5408-0088

東日本建設業保証(株) 茨城支店

TEL:029-221-3800 FAX:0120-027-306

資金調達の円滑化のために

流動資産担保融資保証制度

事業概要

県工事を受注した建設業者又は建設コンサルタント業者が、県から工事請負代金に係る売掛債権譲渡の承諾を受け、当該債権を融資元である金融機関及び茨城県信用保証協会に担保として譲渡し、信用保証協会の保証をえた金融機関から融資を受ける制度。

<利用できる方>

500万円以上の茨城県発注の建設工事（建設コンサルタント業務については受注額の制限なし）を受注した建設業者。

<利用要件>

- ・債権を茨城県信用保証協会及び融資元金融機関に譲渡すること。
- ・保証金額は請負額（前払金，中間前払いを除く）の95%で、限度額は2億円。
- ・利率は金融機関所定の利率。

<利用実績>

平成19年度	2件	38,095千円
平成18年度	2件	59,285千円

お問い合わせ

茨城県信用保証協会

TEL：029-224-7811（代表）

原油・原材料価格高騰の影響を受けている方へ

単品スライド条項の運用

事業概要

鋼材類及び燃料油の高騰を踏まえ、平成20年6月23日より県土木部発注の工事に関し、急激な変動に伴う請負代金額の見直しが可能となるよう、工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)を適用しました。さらに、平成20年9月19日より運用の拡充を行いました。

1 対象資材

鋼材類及び燃料費、その他価格上昇要因が明確な資材で工事請負代金額に大きな影響を及ぼすもの

2 対象工事

茨城県土木部発注のすべての工事

3 発注者の負担

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担する。(受注者は対象工事費の1%を負担する。)

4 請求時期

工期末の2ヶ月前までに請求を行う。

お問い合わせ

茨城県土木部検査指導課 技術管理担当

TEL: 029-301-4370 FAX: 029-301-4389

インターネットを利用して建設業に係わる様々な情報や支援策，新分野進出の事例を紹介しています。

ヨイケンセツ ドットコム

事業概要

ヨイケンセツ ドットコムは，これからの建設業経営を考えるための「財務・経営相談情報」や「経営支援情報」，新分野進出に関する情報をそろえた「新分野進出情報」など，意欲ある中小建設業者を応援するための情報が提供されています。



お問い合わせ

財団法人建設業振興基金

総務部代表電話：03 5473 4570 FAX：03-5473-1594

URL：<http://www.yoi-kensetsu.com/>

技術専門家を派遣し、中小企業の自立化を支援します。

中小企業テクノエキスパート派遣事業

事業概要

(財)茨城県中小企業振興公社が、中小企業からの申込を受けて、民間や大学等の専門家(テクノエキスパート)を企業に派遣し、技術面での支援を行います。

- ・対象企業 県内で創業を考えている方、経営革新を行い、経営の向上を目指す県内に事業所を有する中小企業の方であって、経営の向上に係る目標が明確で、専門家派遣により支援の効果が期待できると認められる方。
- ・派遣期間 6か月以内、最高60日間
- ・支援内容 新製品の企画や技術開発、設計や生産・品質管理、業務のIT化等に関連する技術的課題について、指導や助言を実施
- ・専門家 当該企業の課題を分析し、民間企業や大学・研究機関の出身者・現職の専門家の中から課題に対応できる方を選定し、派遣します。
- ・派遣費用 指導日数10日目までは無料です。
指導日数11日目からは、派遣費用の1/3(1万円程度)を企業に負担していただきます。

お問い合わせ

(財)茨城県中小企業振興公社 新事業支援室

TEL: 029-224-5339 FAX: 029-227-2586

URL: <http://www.iis-net.or.jp/> e-mail: sien@iis-net.or.jp

新分野への進出や経営革新等を行う企業を支援する融資制度

事業革新支援融資

事業概要

【融資対象】 県内に事業所を有し、県内で同一事業を引き続き1年以上営んでいる
中小企業者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 新たな事業の分野へ進出する場合
- (2) 中小企業新事業活動支援法に基づく「経営革新計画」について県の承認を受け、経営を革新する場合
- (3) 著しい新規性を有する分野の研究開発結果の事業化等を行う場合
- (4) 公的助成等を受けた技術開発・事業化を行う場合
- (5) 県内に事業所を有する企業が、海外に進出して工場の建設を行う場合
- (6) ISO14000シリーズ又は9000シリーズの認証取得を行う場合
- (7) 情報技術の導入を行う場合

【融資限度額】 設備資金 1億円、運転資金 3,000万円

【融資期間】 設備資金 10年以内（据置2年以内）、運転資金 5年以内（据置1年以内）

【融資利率】 年1.6%～1.9%（保証付き） 年2.1%～2.4%（保証無し）

【信用保証料】 年0.45%～1.9%

【申込窓口】 県地方総合事務所（商工労政課、日立商工労働センター）

お問い合わせ

茨城県商工労働部産業政策課 金融グループ

TEL：029-301-3530 FAX：029-301-3539

URL：

http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syokou/shosei/yushi/yushi_top.htm

建設業以外の分野に営業を拡大した建設業者を支援します。

入札参加資格審査における新分野進出に対する加点

事業概要

茨城県においては、建設工事入札参加資格審査（格付）基準において、建設業以外の分野に進出した企業に対して、加点措置を行っています。

平成19・20年度 建設工事入札参加資格審査（格付）基準

<p>申請日前5年間に於いて自社の経営改善のため、以下の取り組みの実施状況（県内に本店を有する者に限り、申請に基づき算出する。）</p> <p>国の事業「地域における中小・中堅建設業の新分野進出／経営統合等促進モデル構築支援事業」にモデル事業として採択された場合</p> <p>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）に基づく経営革新計画の承認を受けた場合</p>	<p>いずれかに該当する者に対して5点を加える。</p>
--	------------------------------

お問い合わせ

モデル事業について

（財）建設業振興基金 構造改善センター TEL：03-5473-4572

経営革新計画について

茨城県商工労働部中小企業課 TEL：029-301-3544

入札参加資格における加点について

茨城県土木部監理課 建設業担当 TEL：029-301-4334

これから農業を始めようとする方又は農業を始めて間もない方に対して、農業に関する基礎研修を行う事業です。

いばらき営農塾開設事業

事業概要

県立農業大学校が年に4回（各3か月程度）、農業の基礎知識と作業技術の習得のための講義や実習を行います。

対象者 近い将来県内で農業を始めようとする方又は農業以外からのUターンや新規参入による農業を始めて間もない方など農業に関する知識や技術の習得を希望する方で、おおむね65歳以下の方

講義 土壌肥料，病害虫・雑草防除，植物生理・生態，農業気象，野菜各論（葉根菜類，果菜類から選択）等

実習 パイプハウス組立，播種，セル苗の定植，マルチング等の栽培に伴う各種作業等

研修コースによって，開設曜日及び講義内容や実習の有無が異なります。

今現在，働いている方でも学びやすいよう平日夜間や土曜日に研修を実施しています。

お問い合わせ

茨城県立農業大学校 研修科

〒311-3116 東茨城郡茨城町長岡 4070-186

T E L : 029-292-0010 F A X : 029-292-0903

U R L : <http://www.ibanodai.ac.jp/>

農業分野参入のための基礎知識

事業概要

農業分野は、現地生産や国土管理の面で、建設業と共通する面があるため、建設業者にとっては取り組みやすい分野と言えるでしょう。農業への参入に当たって農地の権利を取得する場合は、その目的により「農業生産法人」の要件を満たす法人を設立するか、「特定法人」となるかいずれかの手続が必要となりますので、関係機関・市町村に相談することが必要です。

農業生産法人の要件を満たす法人を設立する場合
農地法の許可を得ることで、所有権を含めたすべての権利を取得できるようになります。

法人形態要件・・・農事組合法人，合名会社，合資会社，合同会社，株式会社
（公開会社でないもの）

事業要件・・・農業（農産物の加工・販売，農作業受託などの関連事業を含む。）
の売上高が過半であること。

その他・・・役員過半が農業の常時従事者である構成員であること。
総議決権の4分の3以上が農業関係者（農地の権利提供者等）であること。

特定法人となる場合

リース方式により農地の権利を取得し、農業に参入することができるようになります。

対象者・・・企業，NPO法人等

対象農地・・・市町村が基本構想に従い特定法人貸付事業の中で位置づけた要
活用農地（遊休農地や今後遊休農地になるおそれのある農地）

その他・・・「特定法人貸付事業」の実施は地域（市町村）の判断によります
ので、市町村の農政担当課にご相談ください。

農地の権利を取得しないで参入する場合

農地の権利を取得しない場合には、株式会社等の一般企業でも参入できます。

実際に参入できる農業の分野としては、農作業の受託や養鶏、養豚、農地以外で行う水耕栽培等があります。

お問い合わせ

茨城県農林水産部農政企画課

農地調整グループ TEL：029-301-3838

構造改善グループ TEL：029-301-3833

茨城県農業会議

TEL：029-301-1236

廃棄物の排出事業者及び処理業者等からの減量化、有効利用などについての相談、指導等各種事業を行っています。

茨城県廃棄物再資源化指導センター

事業概要

廃棄物の排出事業者及び処理業者等からの減量化、有効利用などについての相談、指導等各種事業を行うことにより、廃棄物の再資源化を促進します。

- (1) 廃棄物の減量化、有効利用などについての相談指導、情報の収集、提供及び広報啓発
- (2) 廃棄物の減量化及び有効利用を推進するための事業所等への巡回指導
- (3) [産業廃棄物交換情報](#)の運営、実施（創設：昭和61年1月）
有効利用可能な産業廃棄物の需要及び供給に関する情報を調査、提供することにより、事業所等間での廃棄物の有効利用を図り、廃棄物の減量化、再資源化を図ります。
- (4) [茨城県リサイクル優良事業所認定制度](#)の運営、実施
産業廃棄物の再資源化の取組みが優良な県内事業所をリサイクル優良事業所と認定することで、リサイクル気運の醸成を図り、産業廃棄物の減量化を推進します。
「発生抑制（リデュース）推進事業所」部門、「リサイクル100事業所」部門、「先駆的再資源化技術・装置・システム開発事業」部門、「その他知事が特に優良と認める事業部門」の4部門
茨城県リサイクル優良事業所認定審査会で審査のうえ、知事が認定します。

お問い合わせ

茨城県生活環境部廃棄物対策課

TEL：029-301-3020 FAX：029-301-3039

URL：<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/haitai/haitai.htm>

茨城県廃棄物再資源化指導センター

TEL：029-301-7100 FAX：029-301-7103

URL：<http://www.recycle-ibaraki.jp/>

資源循環型社会の構築を目指し、県の公共工事でリサイクル資材を積極的に活用するため、リサイクル資材の評価・認定をしています。

茨城県リサイクル建設資材評価認定制度

事業概要

循環型社会の構築を推進する上で、天然資源を原料とした建設資材を膨大に使用・消費する公共工事は、大きな責務を負っており、リサイクル建設資材を率先して使用することが求められています。

しかし、公共工事でリサイクル建設資材を使用するためには、製品の信頼性・安全性の基準を明確にする必要があることから、資材の品質性能や環境に対する安全性などの基準と率先利用のためのルールを定めた「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」を制定し、それに基づき認定した資材を県公共工事で率先して使用しています。

なお、平成20年度は次の19品目を認定資材の対象品目としています。

再生加熱アスファルト混合物、再生タイル、再生路盤材、再生硬質塩化ビニル管・継ぎ手、再生コンクリート、再生木質ボード、再生コンクリート二次製品、再生セラミック管、再生インターロッキングブロック、建設汚泥から再生した処理土、再生建築用仕上げ材（断熱材）、刈草・剪定枝等を利用した堆肥、再生型枠材、上下水汚泥を原料とした肥料、木材・プラスチック再生複合材、再生のり面緑化資材、針葉樹皮土壌改良材、再生土木建築用プラスチック資材、再生土木シート

お問い合わせ

申請等の手続きに関する受付は...

(財)茨城県建設技術管理センター

TEL: 029-227-5634 FAX: 029-227-8558

URL: <http://www.ibakengi.or.jp/nintei/index.html>

認定制度一般については...

茨城県土木部検査指導課 建設リサイクル担当

TEL: 029-301-4386 FAX: 029-301-4389

URL:

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class03/08recycle/index.html>

環境・リサイクル分野参入のための基礎知識

事業概要

環境・リサイクル分野では、廃棄物処理、廃棄物のリサイクル、土壌汚染対策など様々な法制度が施行され、新たなビジネスチャンスを提供しています。建設業者にとって、参入を検討する余地が大きい分野と言えます。

(1)リサイクル事業

廃棄物処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」でルールが作られています。さらに「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「自動車リサイクル法」など個別の法律が制定され、環境ビジネス市場への参入可能性が高まっています。

・リサイクル分野

食品のリサイクル、建設廃材のリサイクル、自動車のリサイクルなど

・資材の開発

廃棄物を再生した建設資材、製品の開発など

これらのリサイクル事業等は、いずれに参入するにしても、廃棄物処理を伴うため、まず廃棄物処理法に基づく許認可等の要件を満たす必要があります。

(2)土壌汚染対策事業

有害物質による土壌汚染事例が増加しているため、平成14年5月29日に有害物質を扱っていた事業所跡などについて、土壌汚染の状況を把握し、汚染を除去するなど土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の実施を内容とする「土壌汚染対策法」が公布されました。

これに伴い、建設業者が土壌汚染を測定したり、汚染を除去すると言った事業へ参入するチャンスが高まっています。

お問い合わせ

茨城県生活環境部廃棄物対策課 減量化・リサイクル担当

TEL：029-301-3020

茨城県生活環境部環境対策課 水質保全担当（土壌汚染対策）

TEL：029-301-2966

介護保険事業への参入に関する支援を行っています。

介護保険事業関連人材育成，指定に関する情報提供

事業概要

介護保険制度に関する情報提供と支援を行っています。

- (1)介護保険制度に関する情報提供
- (2)介護支援専門員(ケアマネジャー)になるための情報提供
- (3)介護事業者になるための情報提供

お問い合わせ

茨城県保健福祉部長寿福祉課 介護保険室

TEL：029-301-3343（事業所指定関係）

：029-301-3332（介護保険制度・介護支援専門員関係）

福祉分野参入のための基礎知識

事業概要

福祉分野では、介護保険制度が平成 12 年 4 月に施行され、社会保険方式で福祉・保健・医療の介護サービスを総合的に提供して行く仕組みが整いました。

また、平成 18 年 4 月から制度が改正され、新たに介護予防サービスや地域密着型サービスが導入されました。

(1)介護保険を利用した事業への参入

・居宅サービス

事業者が自宅を訪問するサービス、日帰りで施設に通うサービス、施設への短期入所サービス、福祉用具の貸与・購入や住宅改修、その他があります。

・地域密着型サービス

通いを中心に訪問や泊まりを組み合わせたサービス、夜間定期的に自宅を訪問するサービス、認知症の方が共同で生活するグループホームなどがあります。

・施設サービス

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設などがあります。

(2)介護保険の利用者

介護保険を利用される方は、介護を必要とする度合いによって、利用できるサービスが異なります。

・要支援状態

日常生活に支援が必要な状態で、この状態の方は、自宅に住みながら、各種のサービスを利用することになりますが、施設サービスの利用はできません。

・要介護状態

寝たきり、認知症などで常に介護を必要とする状態で、この状態の方は、居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスを利用することが出来ます。

事業の内容	利用者の状態
居宅サービス（訪問介護やデイサービス等の提供）	要支援状態・要介護状態
地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護等の提供）	要支援状態要介護状態
施設サービス（介護老人保健施設等の運営）	要介護状態

お問い合わせ

茨城県保健福祉部長寿福祉課 介護保険室

TEL：029-301-3343（事業所指定関係）

：029-301-3332（介護保険制度・介護支援専門員関係）

企業の従業員の知識・技能の向上のための講座を行います。

在職者訓練事業

事業概要

企業の従業員の方々の知識や技能の習得に役立つ講座を、県立産業技術専門学院で開設しています。

次のような各種の職業訓練を提供しています。

(1)管理監督者コース

- ・仕事の教え方，改善の仕方

(2)技能向上コース

- ・技能向上，レベルアップのための講座
- ・各種資格取得，技能検定の受験対策のための講座
- ・労働安全衛生法に基づく講座
- ・若年者のキャリア形成のための講座

(3)ITコース

- ・パソコン操作の習得のための講座
- ・インターネットの活用，ホームページ作成のための講座
- ・企業のIT活用のための講座
- ・CADソフトによる作図の講座

(4)オーダーメイドコース

- ・企業の個別的な要望に対応して計画実施する講座

お問い合わせ

水戸産業技術専門学院	水戸市下大野町 6342	TEL：029-269-2160
日立産業技術専門学院	日立市西成沢町 3-9-1	TEL：0294-35-6449
鹿島産業技術専門学院	鹿嶋市大字林 572-1	TEL：0299-69-1171
土浦産業技術専門学院	土浦市中村西根番外 50-179	TEL：029-841-3551
筑西産業技術専門学院	筑西市玉戸 1336-54	TEL：0296-24-1714
古河産業技術専門学院	古河市緒川 1844	TEL：0280-76-0049

手続きは各県立産業技術学院へ直接申し込んでください。（受講料が必要となります。）

建設教育訓練助成金

事業概要

中小建設事業主等が、建設労働者に対して各種の訓練を受講させた場合に賃金や経費の一部を助成する制度です。

(1) 認定訓練 (第 1 種・第 4 種)

中小建設事業主等が、職業能力開発促進法による認定訓練を行う場合、経費の一部を助成 (第 1 種)、また、中小建設事業主が、雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成 (第 4 種) します。

(2) 技能実習 (第 2 種・第 4 種)

中小建設事業主等が、雇用する建設労働者のために技能実習を行う場合、経費の一部を助成 (第 2 種)、また、中小建設事業主が、雇用する建設労働者に有給で技能実習等を受講させた場合、賃金の一部を助成 (第 4 種) します。

(3) 通信教育訓練 (第 2 種)

中小建設事業主が、雇用する建設労働者に通信教育訓練を受講させた場合、経費の一部を助成します。

(4) 就業機会確保事業 (第 2 種・第 4 種)

建設業務労働者就業機会確保事業の実施計画の認定を受けた建設業の事業主の団体が、送出事業に係る建設労働者のために教育訓練を行う場合、経費の一部を助成 (第 2 種)、また、建設事業主が、雇用する建設労働者に有給で教育訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成 (第 4 種) します。

(5) 職業訓練推進 (第 3 種)

要件を具備する職業訓練法人が、広域的に建設工事における作業に係る職業訓練を計画的に実施する場合、運営費の一部を助成します。

(6) 施設等設置整備 (第 3 種)

要件を具備する職業訓練法人が、認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置整備を行う場合、経費の一部を助成します。

(7) 受講援助 (第 3 種)

中小建設事業主が、雇用する建設労働者に職業訓練法人が実施する職業訓練を受講させた場合、経費 (旅費) の一部を助成します。

お問い合わせ

独立行政法人雇用・能力開発機構茨城センター

〒310-0021 水戸市南町 2 丁目 6 番 1 0 号 (水戸証券ビル 6 階)

TEL : 0 2 9 - 2 2 1 - 1 1 8 8

URL : <http://www.ehdo.go.jp/ibaraki/>

産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための 県税の特別措置

事業概要

<利用できる方>

平成 15 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に茨城県内に事務所または事業所を新設又は増設し、県内の事務所等の従業者が 5 人以上増加する法人。

* 不動産取得税については、平成 15 年 4 月 1 日以降に土地、家屋を取得（新築、増築、売買等）した場合に限る。なお、平成 21 年 3 月 31 日までに土地を取得し 3 年以内に事務所等を増設した場合等については、経過措置として法人事業税及び不動産取得税の課税免除の対象となります。

* * 事務所等の増設が、県等が造成した工業団地内等である場合等は、従業者が 5 人以上増加しなくても課税免除の対象となります。

<優遇措置>

- (1) 法人事業税 事業所等の増設に伴って増加した従業者数に応じて、3 年間法人事業税を課税免除
- (2) 不動産取得税 事業所等の増設に係る家屋及びその敷地（家屋が建っている部分）の不動産取得税を課税免除

* 土地については、取得の日から 1 年以内にその土地の上に家屋の建築着手があった場合で、かつその家屋が免除対象となる場合に限ります。

なお、下記のものは対象となりません。

- (1) 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗内の事務所・事業所（ただし平成 18 年 6 月 30 日までに大規模小売店舗の新設に関する届出があったもの、中心市街地・過疎地域等にあるものは対象となります。）
- (2) 風俗営業等を営む事務所・事業所
- (3) 県税に係る徴収金を滞納している法人
- (4) 事務所等の増設が県内の事務所等の移転によるもの（ただし、移転後の事務所等の家屋のうち事業の用に供する部分の面積が、移転前の同面積を超えるものについては対象となります）
- (5) 事務所等の増設が、合併・分割、新たに法人を設立するための現物出資、組織の変更（有 株など）によるものであるもの

お問い合わせ

茨城県総務部税務課

TEL : 029 - 301 - 2424 FAX : 029 - 301 - 2448

URL : <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/zeimu/zeimu.htm>

雇用を増やす事業者向けの融資制度

緊急雇用拡大支援融資

事業概要

【融資対象】 県内に事業所を有し、県内で同一事業を引き続き1年以上営んでいる
中小企業者で、次に該当する方

- ・事業の拡大等により、新たに常用従業員を2名（小規模企業が雇用する場合又は
中高年者を採用する場合は1名）以上を雇用する場合

【融資限度額】 設備資金 5,000万円，運転資金 3,000万円

【融資期間】 設備資金7年以内（据置1年以内），運転資金5年以内（据置1年
以内）

【融資利率】 年1.6%～1.8%（保証付き） 年2.1%～2.3%（保証無し）

【信用保証料】 年0.45%～1.9%

【申込窓口】 県地方総合事務所（商工労政課，日立商工労働センター）

お問い合わせ

茨城県商工労働部産業政策課 金融グループ

TEL：029-301-3530 FAX：029-301-3539

URL：

http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/shosei/yushi/yushi_top.htm

将来の人材育成のために

茨城県魅力ある建設事業推進協議会（CCI茨城）

事業概要

- ・建設業のイメージアップと職場環境の改善を図り，社会資本整備の円滑な推進を行うため，茨城県魅力ある建設事業推進協議会（CCI茨城）が平成4年度に設立されており，その活動の一環として次世代を担う子供達にむけて，建設業の魅力を楽しく理解してもらうために建設フェスタの開催や，物を創ることの楽しさ，協力することの大切さを身体で感じてもらうことを目的とした建設体験学習等を開催して人材の育成を図ってまいります。

〔建設フェスタ〕

対象者：小学生

内 容：建設機械搭乗体験，親子競演丸太切り競争，木工作体験など

〔建設体験学習〕

対象者：県内の中学生

内 容：ログハウス建設，測量，基礎工事，丸太組立など

〔建設ステーション見学会〕

対象者：高校，専門大学生

内 容：施工中の工事現場の見学など

お問い合わせ

茨城県土木部検査指導課 技術管理担当

TEL：029-301-4370 FAX：029-301-4389

その他人材の育成に関する支援制度一覧

制 度 名	制 度 概 要	問 合 せ 先
特定求職者雇用開発助成金	高齢者や障害者を雇い入れた事業主に対して賃金の一部を助成。	厚生労働省茨城労働局 TEL:029-224-6211
労働移動支援助成金	一定の要件を満たす事業主が、離職を余儀なくされる労働者のために再就職に必要な体制を整備する場合等に助成金を支給。	
雇用調整助成金	事業活動の縮小を余儀なくされ、休業や出向を行った事業主に対する助成。	
地域雇用開発促進助成金	雇用機会が相当程度不足する地域の休職者や高度技能労働者を雇い入れる事業者に対する助成。	
中小企業基盤人材確保助成金	新分野進出等（創業・異業種進出）若しくは経営革新に伴って基盤となる労働者を雇い入れる事業者に対する助成。	(独)雇用・能力開発機構 茨城センター TEL:029-221-1188
建設業需給調整機能強化促進助成金	中小建設業事業主の団体が、無料職業紹介事業を実施しようとする場合、準備に要する経費の一部を助成。（平成21年3月31日までの時的措置）	
出会いの場	各種人材情報提供、各種支援制度の情報提供、相談等のベンチャー企業等の人材確保・育成を支援するためのイベント。	
アビリティーマタステーション（訓練生の求職情報）	人材を求めている求人者に対して、技能・知識を習得した訓練生の情報をインターネットで提供。 http://jinzai.ehdo.go.jp/	
企業活力強化貸付（地域活性化・雇用促進資金）	特定の地域において一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う中小企業への融資。	(株)日本政策金融公庫 水戸支店 TEL:029-231-4246
不良債権処理就業支援特別 奨励金	雇用調整方針を届けた事業所からの離職者を常用雇用、トライアル雇用として受け入れた場合等に事業主に奨励金を支給。	(財)産業雇用安定センター TEL:0570-006010 (全国共通)
民間活用再就職支援（雇用再生集中支援事業）	60才未満の雇用調整方針対象者又は離職後1年以上経過している求職者が再就職を希望する場合に、民間による再就職支援サービスを無料で提供。	
個別求人開拓（雇用再生集中支援事業）	雇用調整方針を届けた事業所からの離職者のために、希望や適正にあった求人を開拓。	
人材確保の支援	就職面接会や企業向けセミナーの開催。求人・求職者の情報提供及び職業紹介の実施。	茨城県商工労働部労働政策課雇用促進対策室 TEL:029-301-3645

制 度 名	制 度 概 要	問 合 せ 先
中小企業大学の研修・セミナー	中小企業の経営者・管理者を対象とした研修の実施。	(独)中小企業基盤整備機構 中小企業大学校事務局 TEL:03-3433-8811(代)
建設事業主雇用改善推進助成金	建設労働者の雇用の改善のための計画を作成し、機構の認定を受け、当該計画に従って雇用改善の取り組みを実施した場合、実施に要した経費や労働者の賃金の一部を助成。	(独)雇用・能力開発機構 茨城センター TEL:029-221-1188
建設事業主団体雇用改善推進助成金	傘下企業の雇用管理に改善が必要と思われる項目について、数値目標を設定し、機構の認定を受け、その目標のために必要な事業を実施した場合、助成金を支給。	
中小企業雇用創出等能力開発助成金	高度な人材の確保。新分野への進出又は青少年の実践的な職業能力の習得を図るために従業員に対し職業訓練を実施した場合、経費及び賃金の一部を助成。	
キャリア形成促進助成金	事業主が、従業員のキャリア形成のための訓練等を実施した場合、経費や訓練期間中の賃金の一部を助成。	
キャリア形成支援コーナーの運営	労働者のキャリア形成についての相談及び労働者に対して、キャリアコンサルティングを行う事業主に対する相談を実施。	
中小企業職業相談委託助成金	中小企業の労働者の職場定着を促進するために、雇用する労働者を対象に、メンタルヘルスも含めた職業相談業務を外部の専門家機関等に3ヶ月以上委託し実施した場合、その費用の一部を助成。	
介護能力開発給付金	介護関連事業主が新サービス提供等に伴い労働者に教育訓練を受けさせた場合の助成。	(財)介護労働安定センター
介護労働講習の開催	介護労働者又は介護労働者を目指す者に対する講習会を実施。	TEL:03-3292-1681(本部) TEL:029-227-1215(支部)
就農準備校	将来、農業を始めたい者等への農業の基本的な知識や技術を指導。	(社)全国農村青少年教育振興会 TEL:03-3949-3321・3322 (代)
E-mail塾就農準備校	ホームページ教材により手元のパソコンで農業の入門知識を学べるカリキュラムを提供。	
農業eラーニング	Eラーニング方式によって農業技術を習得できる研修コース。専門家によるアドバイス、農業体験情報、就農に関する各種情報を提供。	
人材投資促進税制	従業員の訓練を実施した場合、教育訓練費の一定の割合を法人税・所得税から税額控除。	各国税局税務相談室または各税務署の税務相談窓口

適切な元請・下請関係の構築

事業概要

県としては、工事の発注者並びに建設業法の所管行政庁としての立場から、建設業者に対しては、建設業経営者に対する研修会等の機会あるごとに、建設業の健全な発展と公共工事の品質確保の観点から、国土交通省通達による「建設産業における生産システム合理化指針」に沿って、県が策定した「茨城県建設工事適正化指針」の内容に即して、請負価格の決定にあたっては、対等な立場で十分協議のうえ、施工責任の範囲、工事の難易度、施工条件等を明確にし、適正な工期及び工程を設定し適切な下請契約を行うことや、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために労務費を含めた通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を行わないように指導を行ってまいります。

また、請負代金の支払については、資材業者、建設機械又は仮設機械の賃貸業者、運搬業者並びに交通整理員を派遣する警備会社等を含む旨、引き続き説明を行ってまいります。

(建設業経営者研修会の実施状況)

例年県内5会場で5日間実施

お問い合わせ

茨城県土木部監理課建設業担当

TEL: 029-301-4334 FAX: 029-301-4339